## 【新型コロナウイルス感染症にかかる健康相談窓口の拡充について】

## ●市民の感染拡大防止及び不安軽減に努める。

段階	基準	市の健康相談窓口	見直し基準
1	日本国内で感染者が発生	[健康相談窓口]平日のみ	
2	宮城県内で感染者が発生 ⇒疫学調査で追跡可能 (数名の発生)	健康推進課 各総合支所保健福祉課	
3	宮城県内で感染者が発生 ⇒感染源が不明で 市中感染の疑いあり	[開設時間] 8:30~17:00	
4	石巻圏域 (東松島市・女川町)で 感染者が発生した場合	<ul><li>【健康相談窓口】平日のみ</li><li>健康推進課</li><li>【開設時間】8:30~19:00</li><li>各総合支所保健福祉課</li><li>【開設時間】8:30~17:00</li></ul>	石巻圏域での感染拡大 が3週間見られない場合 は一つ段階を下げる。
5	石巻市内で発生した場合 石巻圏域で感染者が多数 発生した場合(蔓延期)	<ul> <li>健康相談窓□]</li> <li>健康推進課</li> <li>[開設時間]</li> <li>(平日) 8:30~19:00</li> <li>(土日・祝日) 9:00~17:00</li> <li>・各総合支所保健福祉課</li> <li>[開設時間] 平日のみ</li> <li>8:30~17:00</li> </ul>	石巻市内での感染拡大 が3週間見られない場合 は一つ段階を下げる。

<sup>※</sup>休日※相談体制は概ね3週間単位で状況により検討する。

<sup>※</sup>夜間・土日・祝日は電話相談に限る。